

三次交通観光センター利用規定

1. 利用申し込みについて

三次市交通観光センター使用ご希望の方は、事前に所定の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、承認を受けてください。
料金は当日までに三次バスセンターへお支払いください。（受付時間 9：00～18：00まで）
予約は先着順となります。

2. 利用の変更について

やむを得ない事情により許可された事項を変更しようとするときは、事前に利用変更の承認を受けてください。

3. 利用許可の取り消しについて

- 利用者が利用目的その他について虚偽の申請によって利用許可を受けた事が判明したとき。
- 利用許可内容を勝手に変更、または諸規定が守られないとき。
- 利用の権利を譲渡、転貸したとき。
- 特別の事情が発生しやむをえないと認めたとき。

4. 次の会場使用はお断りいたします。

- 政治目的のために使用するとき。
- 公益を害し、または公の秩序風俗を乱すおそれのある使用のとき。
- 宗教団体が布教の目的で使用するとき。
- 音楽・喧騒・振動などにより、他に迷惑を及ぼす恐れのあるとき。
- マルチ商法および健康器具・健康食品・化粧品などの販売を目的とする研修会・会議・説明会など。
- その他、弊社が不相当と認める会場使用。

5. 禁止事項

次の事項を禁止致します。禁止事項が行われた場合は、ご使用中でも使用中止をお願いすることがあります。

- 使用权を転売・譲渡・転貸すること。
- 建物内へ火気などの危険物を持ち込み。
- 窓・壁・柱・天井・などにクギ・押しピン・テープなどで掲示すること。
- 会場設営のため、商品・備品・諸道具類を搬出入するとき、養生を施さないで、床・壁・天井などを損傷・汚損させる行為。（あらかじめ、許諾を受け、養生のうえ搬出入して下さい。）
- 許可を得ず、入場者等を対象に物品を販売すること。
- 許可を得ないで、飲食物を持ち込むこと。（※多目的スペース、市民ギャラリー）
- においが残る・館内を不潔にする行為。
- 動物を持ち込むこと。（盲導犬を除く）

6. 利用上の事故・破損・盗難について

- 利用スペース内での盗難・紛失・破損などについては、弊社はその責に及びませんので、使用者において必要な予防措置を講じて下さい。
- 使用者並びに関係者が故意または過失により施設・設備などを損傷・汚損・紛失したときは、その実費を請求させていただきます。
- 会議室使用后、弊社が特に清掃を必要とする場合は、その実費を請求させていただきます。

7. 駐車場について

- 駐車場はございませんので、入館者に対しては、他の交通機関を利用されるようにご案内下さい。
- 搬入時に駐車場をご利用の場合は事前にご連絡ください。

8. その他ご利用について

- 他のご利用者、入居テナントの迷惑にならない様、お互いに充分ご注意ください。
- 本建物内、および敷地内は全面禁煙です。
- 緊急時など、ビル管理上必要なお願いをすることがあります。（消防訓練時の非常放送など）
その場合は、弊社の指示に従って下さい。
- 出入口・非常口・消火器設備などの付近には物を絶対におかないこと。
（非常時は係員の指示に従って、速やかに各扉を会報詩入場者の避難誘導をしてください）
- その他ご不明な点は、備北交通、または三次バスセンターまでお問い合わせください。
備北交通株式会社 本社 庄原市東本町三丁目11番16号 TEL(0824)72-2122(代)（平日9：00～18：00）
三次バスセンター 三次市十日市東一丁目5番10号 TEL(0824)62-3154

（平成26年4月1日）